

村上市議会政務活動費審査要綱

平成25年5月13日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、村上市議会政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。平成20年条例第6号)第10条の規定に基づき議長が行う政務活動費の適正な運用及び政務活動費の使途の透明性を確保するための行為(以下「政務活動費の審査」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 政務活動費の審査は、条例で定める会派及び議員の政務活動費の収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努め、もって、会派及び議員の行う調査研究その他の活動の効果的な執行を確保するとともに、会計処理の適正な執行に資することを目的とする。

(審査員)

第3条 政務活動費の審査は、議会運営委員会委員長及び副委員長並びに総務文教常任委員会委員長及び副委員長をもって充てる審査員(以下「審査員」という。)によって審査する。

2 前項の審査員は、議長と緊密な連携を図り、的確かつ効率的な政務活動費の審査の実施に努めなければならない。

(審査員の任期)

第4条 審査員の任期は、議会運営委員会委員及び総務文教常任委員会委員の任期とする。

(審査の統括)

第5条 政務活動費の審査は、議長の指示により、議会運営委員会委員長が統括して実施するものとする。

(審査の内容)

第6条 政務活動費の審査は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 会派に交付された政務活動費に関する事項
- (2) 議員に交付された政務活動費に関する事項
- (3) その他審査員が必要と認める事項

(審査の方法)

第7条 政務活動費の審査の方法は、書面審査によって行うものとする。

2 書面審査は、前条第1項第1号及び第2号に規定する政務活動費に関する会計諸帳票類、その他の書類に基づいて実施する。

3 議長又は審査員が必要と認めるときは、会派の長及び会派の経理責任者、若しくは議員を招集し、当該政務活動費の収支報告又は使途等について説明を求めることができる。

(審査の時期)

第8条 政務活動費の審査は、毎年5月に実施することとする。

2 前項に規定する政務活動費の審査のほか、議長が必要と認めるときは、随時に政務活動費の審査を行うことができるものとする。

(審査の通知)

第9条 政務活動費の審査に当たっては、あらかじめ審査の対象となる会派の長及び会派の経理責任者、若しくは議員に対し、政務活動費の審査の日程等必要な事項を文書により通知しなければならない。

(他の審査等との調整)

第10条 政務活動費の審査の実施に当たっては、必要に応じてその他の審査機関との調整を行うものとする。

(審査員の遵守義務)

第11条 審査員は、事実に基づき公正公平に政務活動費の審査を実施しなければならない。

(会派及び議員の遵守義務)

第12条 会派の長及び会派の経理責任者、若しくは議員は、審査員が行う政務活動費の審査に協力しなければならない。

2 会派の長及び会派の経理責任者、若しくは議員は、審査員の求めに対し、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(審査報告)

第13条 審査員は、政務活動費の審査を実施したときは審査報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 審査報告書には、政務活動費の審査を行った会派、若しくは議員名、審査実施日程、審査の結果と意見等を記載しなければならない。

(改善の要求)

第14条 議長は、前条の審査報告の結果、改善を要する事項を認めるときは、直ちに改善の要求をするものとする。

(改善要求等に対する対応)

第15条 前条の改善の要求を受けた会派又は議員は、直ちに改善を図り、その内容を議長に報告するものとする。

2 議長は、前項の報告があった場合は、その内容の確認を行うものとする。

(審査結果の公表)

第16条 議長は、この要綱による政務活動費の審査の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

2 前項の公表は、議会ホームページに掲載して公表するものとする。

(審査書類の保存)

第17条 政務活動費の審査に当たって作成した資料等の関係書類は、議長において審査報告書を提出した日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めのない事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。